

宍粟市教育委員会規則第11号

宍粟市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

宍粟市教育長 西 岡 章 寿

宍粟市立学校管理規則の一部を改正する規則

宍粟市立学校管理規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第14号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項第4号中「3月25日から4月5日まで」を「3月26日から4月6日まで」に、同項第6号中「翌年1月8日まで」を「翌年1月7日まで」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。